

岡山県受動喫煙防止条例（仮称）の骨子案について

1 目的・基本理念

県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することで、全ての県民が健康で快適な生活を送ることができる社会の実現を目指す など

2 責務

- ・ 県 …望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的・効果的に推進する
- ・ 県民 …受動喫煙による健康影響を理解し、受動喫煙を生じさせないように努めるとともに県の施策に協力するよう努める
- ・ 事業者等…施設における環境整備に努める

3 望まない受動喫煙の防止に関する施策・取組

(1) 県における施策

- ・ 望まない受動喫煙防止のための知識の普及、意識の啓発
- ・ 望まない受動喫煙防止に向けた取組の推進のための環境整備

(2) 施設における取組

施設の種類		改正健康増進法	条例骨子案	
第一種施設		「特定屋外喫煙場所」設置可	改正法のとおり（規定しない）	
第二種施設		「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」設置可	改正法のとおり（規定しない）	
	既存特定飲食提供施設	屋内の全部又は一部を「喫煙可能室」とすること可	うち従業員のいる既存特定飲食提供施設	屋内の全部を喫煙可能室と定めないう努める（努力義務）
喫煙目的施設		屋内の全部又は一部を「喫煙目的室」とすること可	改正法のとおり（規定しない）	

<第一種施設> 学校、児童福祉施設、病院、大学・専門学校、行政機関の庁舎など

<第二種施設> 第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設

<既存特定飲食提供施設> 客室面積 100 m²以下、個人又は中小企業（資本金等 5 千万円以下）が経営する既存の飲食店（R2. 4. 1 時点で営業）

<喫煙目的施設> 喫煙場所の提供を主目的とする施設

4 その他

- ・ 推進体制の整備、附則（施行期日等）
- ・ 罰則は設けない